

一般社団法人 日本 IVR 学会定款施行細則

(下線部が改定箇所)

【地区研究会規定】

第1条 本学会は学会活動を円滑に施行するために、全国を 6 地区（北日本、関東、中部、関西、中国・四国、九州）に区分する。

第2条 業務遂行にあたっては、各地区を代表する次の研究会と緊密に協力していくこととする。北日本 I V R 研究会、関東 I V R 研究会、中部 I V R 研究会、関西 I V R 研究会、中国四国 I V R 研究会、九州 I V R 研究会

【会員規定】

第 3 条（会費規定）

正会員の年会費は 1 万 5 千円とし、准会員は 6000 円、賛助会費の年額は 1 口 5 万円（1 口以上）とする。但し、名誉会員は年会費を納めることを要しない。正会員の入会金は 5000 円とし、准会員は必要としない。

第 4 条（学会発表）

本学会学術総会での筆頭演者は原則として正会員ならびに准会員に限る。

第 5 条（除名者の再入会）

会費滞納による除名者が再入会する際は、会員であった期間中の未納分の年会費を納めなければならない。また再入会する場合は、改めて新入会員として登録し、継続した会員とは認めない。それ以外の者については、理事会においてその審議を諮る。

【代議員の選出】

第 6 条（資格）

1. 本学会の専門医であること。
2. 代議員の被選挙権並びに選挙権は当該選挙年度までの年会費を継続して納入している者。
3. 過去 5 年間に IVR に関する筆頭論文（総説を含む）または学術研究会などにおける筆頭発表、IVR に関する学術発表会での座長、シンポジスト等、あるいは IVR に関する講演の演者のいずれかの実績を 3 つ以上有するもの。

第 7 条（立候補）

1. 資格を有すると判断した者は、規定の立候補申込用紙に所定の事項を記載の上、選挙管理委員会に提出する。
2. 立候補は被選挙人の所属する地区より立候補する。所属地区は選挙当該年度の 6 月末現在の学会雑誌送付先によって定める。

第 8 条（選挙管理委員会）

担当理事と理事会の指名する各地区より 1 名の計 6 名の委員によって代議員選挙管理委員会を構成し、委員名を公示する。

第 9 条（資格の再確認）

代議員選挙管理委員会は、立候補者について、資格の再確認を行い、不適格者を除外する。

第 10 条（代議員数）

1. 代議員数は正会員の 10%以内とし、これを各地区の正会員数に按分比例して割り当てる。この按分比例数は選挙管理委員会で決定する。
2. 欠員分については、正会員が推薦した者を選考する。

第 11 条（選挙の基準と方法）

1. 選挙権有資格者は選挙当該年度の 3 月末現在の正会員とする。
2. 投票は正会員の所属する地区ごとに無記名、郵送法で行う。なお、選挙区について何らかの事由

により変更を求める時は、事由を付して選挙管理委員会に届けるものとする。

3. 選挙資格について疑義を申し立てるときは、事由を付して選挙管理委員会に届けるものとする。

4. 上記 2～3 の申し立て日時締め切りおよび投票に関する詳細は選挙管理委員会で定める。

第 12 条（日程）

選挙に関する日程は理事会で定める。

第 13 条（資格の喪失）

任期内に 2 年連続して代議員会を欠席した場合は、次回の被選挙権を喪失する。但し、特別の理由がある場合、本部に届出た際に、代議員会に代理を出すことができる。

【理事及び監事の選出】

第 14 条（立候補資格）

1. 選挙によって選ばれた代議員の中で就任年次の 4 月 1 日時点で満 63 歳未満のものとする。

第 15 条（理事の立候補）

資格を有するもので、理事候補者になろうとするものは、規定の立候補申し込み用紙に所定の事項、すなわち氏名、生年月日、施設名、経歴、所信を記載の上、選挙管理委員会に提出する。

第 16 条（選挙管理委員会）

理事選出については、代議員選出に当たった選挙管理委員会が、引き続きその任務を担当する。

第 17 条（資格の再確認）

選挙管理委員会は、立候補者について資格の再確認を行い、不適格者を除外する。

第 18 条（理事定数）

定数は 15 名を原則とする。

第 19 条（選挙の基準と方法）

選挙は代議員による投票とする。送られてきた立候補者の所信等を参考にして 4 名連記とし、無記名、郵送法にて行う。

第 20 条（理事の選出）

上位得票者 15 位までの候補者を選挙管理委員会が確認し、理事と決定する。ただし、立候補者が 15 名に達しない場合は、立候補者すべてを理事と承認する。

立候補者の欠員分については、正会員が推薦した者を選考する。

なお、理事長の互選は 15 名の理事全員が確定した上で行う。

第 21 条（監事の選出）

理事決定の後、理事に選出された者以外から代議員の投票により 2 名を選出する。

第 22 条（選挙に関する日程および公示）選挙に関する日程は理事会で定める。また選挙に関する公示は、学会誌に掲載する。

第 23 条（資格の喪失）

理事が 2 年連続して理事会を欠席した場合には去就については理事会で審議する。

但し、特別の理由がある場合、本部に届け出た際に理事会に代理を出すことが出来る。

第 24 条

この細則に定めがなく、代議員、理事、監事の選挙の実施に必要な事項は別に定める。

【選挙結果の公表】

第 25 条 理事，監事および代議員名は学会誌に公表する。

【委員会規定】

第 26 条 定款その他の規約で定めるもののほかは，委員会の組織，運営はこの規定による。

第 27 条 常置委員会は，財務，学術・教育，広報・渉外，編集，健保，防護・安全，専門医制度，国際，倫理，ガイドライン，薬事，利益相反，総務委員会とする。

第 28 条 委員の選出は，原則として代議員の中から選考するものとする。また，原則として重任を避ける。

第 29 条 委員長，委員の任期は 3 年とし，再任は妨げない。任期中の退任に伴う新任者の任期は，前任者の残任期間 とする。

第 30 条 本学会は理事会が必要と認めた場合 には，専門領域の活動促進などを目的として，非常置委員会およびワーキンググループ（以下 WG）を置くことができる。

第 31 条 WG の業務は理事会より諮問された 事項の活動と答申とする。

第 32 条 WG の構成，運営は，定款第 7 章 委員会および本委員会規定に従うものとする。

第 33 条

この規定は，理事会および代議員会の議決によって変更することが出来る。

本細則は平成 22 年度代議員会終了後改定施行する。

本細則は平成 24 年 6 月 1 日より改定施行する。

本細則は平成 25 年 5 月 18 日より改定施行する。

本細則は平成 26 年 6 月 7 日より改定施行する。

本細則は平成 27 年 5 月 30 日より改定施行する。

本細則は平成 27 年 10 月 4 日より改定施行する。

本細則は平成 29 年 5 月 20 日より改定施行する。